いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「ＪＫビジネス」問題等

別紙

に関する今後の対策（JKビジネス関連抜粋）

平成２９年５月１９日

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「ＪＫビ

ジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定

１ 更なる実態把握

 ○ 「ＪＫビジネス」の営業に関する実態調査及び分析の実施

「ＪＫビジネス」については、警察の取締りを回避すべく次々とその形態を変えるなどしている状況がうかがえることから、的確に実態を把握し、迅速に対応するため、無店舗型の営業も含めたこの種の営業の実態調査を実施するとともに、調査結果の分析を通じて対策を立案する。（警察庁）〔平成29 年５月～〕

２ 取締り等の強化

○ 「ＪＫビジネス」の禁止等に関する条例制定の支援

「ＪＫビジネス」の存在が確認されている地方公共団体に対し、愛知県青少年保護育成条例（昭和36 年愛知県条例第13 号）や、平成29 年７月１日に施行される東京都の特定異性接客営業等の規制に関する条例（平成29 年東京都条例第30 号）等、先行して改正・制定された当該営業の禁止等に関する条例の内容や効果等について、全国の都道府県警察の関係者が出席する会議等を通じて周知するなど、こうした取組が進むよう適切な支援を行う。（警察庁）〔平成29 年４月～〕

○ 「ＪＫビジネス」稼働児童等に対する指導・助言等の推進

「ＪＫビジネス」の存在が確認されている地域においては、同営業において稼働する児童等に対する街頭補導を積極的に実施し、「ＪＫビジネス」の有害性・危険性について指導・助言を実施する。（警察庁）〔平成29 年４月～〕

* 各種法令を適用した厳正かつ積極的な取締り等の推進

 「ＪＫビジネス」の店舗に対し、関係法令に基づく積極的な立入調査を実施する。(警察庁)〔平成29 年４月～〕

○「ＪＫビジネス」等に対する各国の法制度及び施策の調査研究の実施

児童を「ＪＫビジネス」に従事させる場合、モデルやタレントとして雇用する場合、その他児童の性に着目した営業に従事させる場合等の法規制や、当該規制に違反し、児童が強制的に「ＪＫビジネス」等に従事させられた場合における被害児童の保護及び支援に関する施策の概要について、Ｇ７を中心とした諸外国に対して調査を実施し、資料を入手するとともに、入手した資料をとりまとめ、今後の施策の参考とする。（警察庁）〔平成29 年５月～〕

５ 保護・自立支援の取組強化

○「ＪＫビジネス」稼働児童等に対する迅速な保護及び適切な支援

「ＪＫビジネス」に関連して性犯罪等の被害に遭った児童に対しては、迅速な保護を図るとともに、専門的な知識や技能を有する警察職員等によるカウンセリングの実施や、家庭、学校、児童相談所、ボランティアやＮＰＯ等の民間団体等と連携した環境調整等による継続的な支援を実施する。（警察庁、文部科学省、厚生労働省）〔平成29 年４月～〕

６ その他

○ 被害の防止及び救済等のための新たな対応策の検討

「ＪＫビジネス」問題等が深刻な性的な暴力で、重大な人権侵害であるとの考え方に立ち、関係者による自主的な取組の進捗状況や実態把握の状況も踏まえ、性的な暴力の被害につながる行為の規制、被害の回復、被害者の保護及び支援等について、有識者等の意見も参考に、法的対応を含め、必要な対応策を検討する。（内閣府、関係府省）〔平成29 年４月～〕

 ○ 情報提供等を通じた地方公共団体に対する支援の強化

地方公共団体に対し、被害の具体的な実態、関係法令に基づく取締り、関連する条例の制定、教育・啓発、相談窓口の整備や関係機関の職員への研修等に関する国の取組や地方公共団体等の先行事例等について情報提供を行うなどにより、各地方公共団体における取組の推進を働きかける。（関係府省）〔平成29 年５月～〕

被害防止月間における取組のフォローアップについて（抜粋）

**１ 取締り等の強化【警察庁】**

・スカウトに関する検挙件数、人員：23件、23名（迷惑防止条例22 件22 名、軽犯罪法１件１名）

・スカウトに対する指導・警告：101回、190名（迷防条例94回176名、軽犯罪法３回５名、道路交通法４回９名）※なお、これらの事案では、アダルトビデオへの出演を直接勧誘するものは無かった。

・いわゆる「ＪＫビジネス」の経営者や客等を検挙した件数：５件６名

（児童福祉法４件５名、児童買春・児童ポルノ禁止法１件１名）

・いわゆる「ＪＫビジネス」の上記検挙に伴う被害児童保護数…５名

・いわゆる「ＪＫビジネス」営業が多く見られる大規模繁華街を擁する大都市で一斉補導等を実施

⇒同営業の店舗で稼働しているなどの理由で児童40名を補導・保護

・実態把握のための立入調査を実施：110 店舗⇒うち39店舗がいわゆる「JKビジネス」に該当

・4/25 各都道府県警察の担当幹部を集めた会議において、東京都で条例が成立したことを紹介し、周知

するとともに、地域の実態に応じた対策の検討・実施を指示

**２ 被害防止のための教育・啓発強化**

【内閣府】

・ホームページ上に注意喚起を図るためのサイトを開設。Facebookやインターネットバナー等で周知

・地方公共団体宛て周知・協力依頼。

【警察庁】

・キャンペーンの実施663回。マスメディア等を活用した活動回数283回（うちSNS活用25回）

・警察庁のほか、各警察本部等のHPにJＫビジネス問題のページを作成し、相談窓口一覧等を掲載

・いわゆる「ＪＫビジネス」問題に係る被害防止教育の実施状況：合計1,385 回、222,001 人

（中学校：326 回・58,941 人参加、高校：410 回・112,774 人参加、その他学校：173 回・32,417 人参加、学校以外：476 回・17,869 人参加）

**３ 相談体制の充実 （※相談件数については重複あり）**

【内閣府】　　　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談：１件

【警察庁】　　　JKビジネスの稼働を辞めたいなどの相談：８件

【法務省】　　　法テラスにおける問合せ件数：２件

【厚生労働省】　婦人相談所における相談：１件　　　　児童相談所における相談：２件